

LIGHT UP LOBBY
利用会員規約

合同会社ドラマチック

LIGHT UP LOBBY 利用会員規約

目次

- 第1条 (定義)
 - 第2条 (利用条件)
 - 第3条 (各サービス)
 - 第4条 (会員資格)
 - 第5条 (会員入会金)
 - 第6条 (利用案内等の遵守)
 - 第7条 (利用目的)
 - 第8条 (料金等)
 - 第9条 (料金の改定)
 - 第10条 (禁止行為)
 - 第11条 (本会員の責任)
 - 第12条 (施設運営者の免責事項)
 - 第13条 (会員情報の取扱い)
 - 第14条 (変更事項の届出)
 - 第15条 (賃借権等の不存在)
 - 第16条 (利用停止)
 - 第17条 (休会)
 - 第18条 (契約期間)
 - 第19条 (退会)
 - 第20条 (契約解除)
 - 第21条 (残置物)
 - 第22条 (協議事項)
 - 第23条 (管轄裁判所)
 - 第24条 (特約事項)
 - 第25条 (準拠法)
 - 第26条 (規約の改定)
-
- 別表1 対象施設
 - 別表2 本施設の範囲

附属規程

- 附－ 1 個人情報保護方針
- 附－ 1－ 2 公表事項（個人情報保護方針別添資料）
- 附－ 2 コワーキングスペース利用細則
- 附－ 3 シェアキッチン利用細則
- 附－ 4 ヒトハコストア利用細則
- 附－ 5 ミーティングルーム利用細則
- 附－ 6 その他施設運営者が定めるサービスに関する利用細則

LIGHT UP LOBBY（以下「本施設」といいます。）を運営する合同会社ドラマチック（以下「施設運営者」といいます。）は、本施設の利用規約を以下の通り定めます。本施設利用会員（以下「本会員」といいます）は、以下の規約に従って本施設を利用するものとします。

第1条（定義）

1. 「本建物」 別表1に記載の建物
2. 「本施設」 本建物における別表2に記載された範囲
3. 「本会員」 第8条に定める料金を施設運営者に支払うことにより、本施設を利用する権利を有する者
4. 「各サービス」 第3条に定める本施設で受けることのできるサービス

第2条（利用条件）

1. 本施設を利用するには、本規約及び第3条第2項に定める付属規程（以下「本規約等」といいます。）に承諾の上、第4条及び第5条で定める入会手続・入会金支払いの流れに従い、会員資格を取得しなければなりません。
2. 施設運営者は、本施設の一時的な利用（以下「一時利用」といいます。）を希望する者に対して、所定の手続きを経たうえで一時利用を許可することができます。

第3条（各サービス）

1. 本会員は、次の各号に掲げるサービス（以下「各サービス」といいます。）の提供を受けるものとします。
 - (1) コワーキングスペース サービス
 - (2) シェアキッチン サービス
 - (3) ヒトハコストア サービス
 - (4) ミーティングルーム サービス
 - (5) その他施設運営者が定めるサービス
2. 各サービスについては、別に付属規程を定めるものとします。

第4条（会員資格）

1. 本会員入会希望者（以下「入会希望者」といいます。）は、本規約等を承諾した上で所定の入会手続に従い、施設運営者に対し申込みものとします。
2. 本会員と施設運営者との各サービスにおける利用契約（以下「本利用契約」といいます。）は、入会希望者が本規約等に従った入会手続を行い、施設運営者が入会希望者の入会を承諾した場合に成立するものとし、施設運営者は当該承諾をする場合は、入会希望者にその旨を通知するものとします。
3. 施設運営者は、入会希望者の入会について、いかなる場合でも施設運営者の判断で承諾を行わないことができます。

第5条（会員入会金）

1. 入会希望者は、施設運営者から入会の承諾を得た場合、入会金（初期費用）を施設運営者の定める要領に従い支払うものとします。
2. 前項の入会金（初期費用）は返還されないものとします。

第6条（利用案内等の遵守）

本会員は本規約等及びその他施設運営者が、本会員に対して通知、開示、掲示した諸規定、諸規則、諸通知（以下、併せて「利用案内等」という）を遵守するものとします。

第7条（利用目的）

1. 本会員は各サービスに関する施設利用について、施設運営者から事前に承諾を得た目的でご利用いただけます。
2. 前項で定める利用目的において、事業を目的とする場合にはその旨を明示するものとします。

第8条（料金等）

1. 本会員は利用案内等に従い各サービスの利用を申込み、それを運営者の承諾を得た上で、第2項の料金を支払うことによって本施設を利用することができるものとします。
2. 本施設を利用する際に本会員が施設運営者に支払う各サービスの料金その他の料金及び支払方法は附属規程及び別途定める利用申込書のとおりとします。
3. 契約開始日が月の途中となる場合、初月分利用料は該当月の日数に応じ日割計算した額とします。また、第17条に基づく復会により月の途中から利用を再開する場合、利用料は該当月の日数に応じ日割計算した額とします。なお、契約終了日が月の途中となる場合も、当月利用料は日割計算を行わず、1か月分全額負担とします。
4. 本会員が利用料金そのほかの債務の支払いを延滞したときは、施設運営者は延滞金額に対して金100円につき日歩4銭の割合による損害金を本会員に対して請求できることとします。

第9条（料金の改定）

施設運営者は、本会員への事前の通知により第8条に記載の料金を変更できるものとします。

第10条（禁止行為）

本会員は、本施設を利用するにあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。本会員が次の各号に該当する行為を行った場合、施設運営者は何らの催告なく直ちに本施設の利用停止、若しくは第20条に基づく本利用契約の解除をすることができるものとします。

- (1) 本会員入会の申込みの際に虚偽の情報を申告する行為
- (2) 本規約等又は利用案内等に反する行為
- (3) 本施設における無許可での広告掲載、選挙活動や布教活動、ねずみ講その他類似の勧誘行為
- (4) 本施設、設備、機器等を損壊又は汚損等する行為（許可のない増改築、貼り紙等を含む）
- (5) 施設運営者の書面による承諾なく鍵の追加設置、交換及び複製をする行為
- (6) 他の本施設利用者、第三者又は施設運営者に不利益を若しくは損害を与える行為
- (7) 公序良俗に反する行為、その他法令に違反する行為（それらのおそれのある行為を含む）
- (8) コピー商品の販売行為
- (9) 火災・爆発その他危険を生じる恐れのあるものの持ち込み行為
- (10) その他施設運営者が不適切と認めた行為
- (11) 利用権を許可なく第三者へ譲渡及び転貸する行為
- (12) 本施設全体の営業に影響を及ぼす音や振動、異臭を発生させる行為
- (13) 認定介助動物かつその認定目的のみに使用される場合以外で、施設運営者の事前の許可なく動物を本施設に入場させる行為

第11条（本会員の責任）

1. 本会員は第10条に定める行為等により本施設の利用に関連して施設運営者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
2. 本会員は、いかなる理由を問わず、施設運営者の営業上、業務上及び技術上の情報を取得した場合は、当該情報を施設運営者の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏えいしてはならず、また、本サービスの提供を受けるための利用目的以外の目的で利用してはなりません。

第12条（施設運営者の免責事項）

1. 施設運営者は個人利用を目的とする本会員に対して、免責事項を以下の通り定めます。

- (1)施設運営者は、次の各号に該当する損害につき施設運営者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
 - 1 盗難・紛失・破損・事故・通信回線障害・本施設の備付器機の故障等により本会員又は第三者が被った損害
 - 2 天災地変、交通機関の休止等の不可抗力による事由に起因し、施設運営者が本施設の営業を行うことができないため本会員又は第三者が被った損害
 - 3 その他、本会員による本施設の利用又は利用ができないことに起因し本会員又は第三者が被った損害
 - (2)施設運営者は、本施設の全部又は一部の清掃・保守・修理等のため、当該作業の間本会員の本施設の利用を延期又はお断りすることができるものとし、この場合に本会員又は第三者が被った損害については、施設運営者は、施設運営者に故意又は重過失がある場合を除き、本会員及び第三者に対し賠償責任を一切負わないものとします。
 - (3)本規約等のいかなる規定及び利用案内等にかかわらず、施設運営者の責に帰すことができない損害、特別の事情から生じた損害、間接的な損害、結果的な損害、逸失利益、データの喪失・破損については、施設運営者は、施設運営者に故意又は重過失がある場合を除き、本会員及び第三者に対し賠償責任を一切負わないものとします。
2. 施設運営者は事業を目的とする本会員に対して、免責事項を以下の通り定めます。
- (1)施設運営者は次の各号に該当する損害につき一切責任を負わないものとします。但し、施設運営者に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。
 - 1 盗難・紛失・破損・事故・通信回線障害・本施設の備付器機の故障等により本会員又は第三者が被った損害
 - 2 天災地変、交通機関の休止等の不可抗力による事由に起因し、施設運営者が本施設の営業を行うことができないため本会員又は第三者が被った損害
 - 3 その他、本会員による本施設の利用又は利用ができないことに起因し本会員又は第三者が被った損害
 - (2)施設運営者は、本施設の全部又は一部の清掃・保守・修理等のため、当該作業の間本会員の本施設の利用を延期又はお断りすることができるものとし、この場合に本会員又は第三者が被った損害については、施設運営者は一切その責任を負わないものとします。
 - (3)本規約等のいかなる規定及び利用案内等の定めにかかわらず、施設運営者が本利用契約に基づき、あるいは本利用契約に関連して、本会員及び第三者に対し負担する損害賠償の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、第8条に基づき施設運営者が受領した料金の半分の金額を超えないものとします。
 - (4)本規約等のいかなる規定及び利用案内等にかかわらず、施設運営者の責に帰すことができない損害、特別の事情から生じた損害、間接的な損害、結果的な損害、逸失利益、データの喪失・破損については、施設運営者は本会員及び第三者に対し賠償責任を一切負わないものとします。

第13条（会員情報の取扱い）

会員情報の取扱いについては、別に附属規程を定めるものとします。

第14条（変更事項の届出）

本会員は、本会員が施設運営者に届け出た情報に変更が発生した場合は、速やかに施設運営者に変更事項を届け出るものとします。

第15条（賃借権等の不存在）

本施設の各サービスは、施設利用の権利であり、本会員は、本利用契約の成立及び各サービスの利用開始をもって、本建物に対する賃借権その他の利用権を有するものではないことを確認するものとします。

第16条（利用停止）

本会員が本規約等又は利用案内等に違反した場合、施設運営者は本会員の本施設の利用を拒むことができるものとします。なお、本条は第20条の契約解除を妨げるものではないものとします。

第17条（休会）

1. 本会員は、1か月以上本施設を利用しない場合、休会をすることができます。
2. 休会期間中については、各サービスの利用料を支払う必要はありません。
3. 本会員が休会をしようとする場合には、休会をしようとする月の前月20日までに施設運営者へ所定のフォームより申し入れるものとします。また、休会期間中の本会員が復会をしようとする場合には、復会をしようとする日の前日までに、書面により施設運営者へ申し入れるものとします。
4. 休会期間は最長6か月間とします。
5. 本会員は原則として通算1回まで休会できるものとします。

第18条（契約期間）

本利用契約の存続期間は、施設運営者の定める所定の申込書記載の期間（1年間）とします。ただし、期間満了の2か月前までに施設利用者又は本会員から異議がない限り、同じ条件でさらに1年間更新され、それ以後も同様とします。

第19条（退会）

1. 本会員は、本利用契約の期間中であっても、施設運営者が定める所定の手続にて退会日から2か月前に施設運営者へ通知することにより本利用契約を解約し本施設会員を退会することができるものとします。
2. 前項により本利用契約が終了した場合、施設運営者に既払い済みの入会金、利用料等の精算・返還等は一切行わないものとします。

第20条（契約解除）

1. 施設運営者は、本会員に次の各号に定める事由が生じたときは何らの催告なしに本利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 第8条に定める料金その他の債務の支払を3か月以上怠ったとき。
 - (2) 第10条の禁止行為に該当する行為をおこなったとき。
 - (3) 本規約等及び利用案内等その他施設運営者が定める規則等に違背し、又は履行を怠ったとき。
 - (4) 第17条に定める休会期間を超えたとき。
 - (5) その他、本会員として不適切と施設運営者が判断した場合
2. 天変地変、不可抗力、本建物の貸主との賃貸借契約の終了(合意解除を含む。)、その他やむを得ない事情により施設運営者が本施設の全部又は一部を閉鎖するときは、施設運営者は本会員に通知することにより本利用契約を解除することができるものとします。
3. 前各項により本利用契約が終了した場合、入会金の精算・返還等は一切行わないものとします。

第21条（残置物）

1. 第19条、第20条又はその他定めにより本会員の会員資格を失った者（以下「資格喪失者」といいます。）の残置した物が本施設内又は本建物内にあるときは、施設運営者は一定の期間を定めたくて通知し、定められた期間の間に状況が改善されない場合には、資格喪失者がその所有権を放棄したものとみなして施設運営者が任意にこれを処分することができます。なお、処分に費用がかかったときは資格喪失者が負担するものとします。
2. 本会員は、本利用契約の解約に際し、本会員が設置した造作物や設備等について支出した必要費・有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、本施設内に本会員の費用をもって設置した造作物や設備等の買取りを施設運営者に請求することは

できません。

第22条（協議事項）

本利用契約及び利用案内等に定めなき事項並びに疑義の生じた事項については、本会員及び施設運営者双方誠意をもって協議解決するものとします。

第23条（管轄裁判所）

本利用契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（特約事項）

1. 本会員は、各サービスを利用する人数に変更がある場合はすみやかに申告するものとします。
2. 施設運営者は本施設の防火、保全、その他管理上特に必要があるときは、本施設に立ち入り点検し、適宜措置を講じることができるものとします。
3. 本施設においてイベント実施やメンバー同士のミーティングする際などコミュニティ形成を図る機会には積極的に協力いただくものとします。

第25条（準拠法）

本利用契約は、日本法を準拠法とするものとし、あらゆる事項について日本国法に従って解釈されるものとします。

第26条（規約の改定）

施設運営者は、本会員の承諾なく本規約等及び利用案内等を改定できるものとし、本会員は改定後の本規約及び利用案内等の内容に従うものとします。施設運営者は、本会員の請求に従い、速やかに本規約を開示することとします。

施設運営者：合同会社ドラマチック

所在地：〒183-0055 東京都府中市府中町 1-1-1 ホテル ケヤキゲート 東京府中 2F

【付則】

2021年 7月 27日 制定

2022年 5月 1日 改定

個人情報保護方針

LIGHT UP LOBBY（以下「本施設」といいます。）を運営する合同会社ドラマチックは（以下「施設運営者」といいます。）は、本施設の個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。本プライバシーポリシーは、本施設の運営に関し、施設運営者が収集し、利用する全ての個人情報をその対象として、施設運営者の個人情報に関する基本的指針を定めるものです。

第1条（定義）

1. 個人情報とは、生存する個人に関する情報（お名前、性別、住所、生年月日、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、マイナンバー、写真・動画）であって、これらのうち 1 つ又は複数を組み合わせるにより、お客様を特定・識別することができる情報、個人を識別できる身体の特徴を変換した記号、符号（指紋、掌の静脈の形状、声紋、虹彩、顔等のデータ等）、個人に割り当てられた個人を識別できる番号、符号（旅券番号、国民年金番号、運転免許証番号、各種保険証番号等）をいいます。
2. 個人データとは、施設運営者が取り扱うお客様の個人情報のうち、特定の個人を検索できるよう整理された情報をいい、コンピューターの検索機能により検索が可能なもの、又は一定の法則に従い、容易に検索が可能な状態に置かれているものをいいます。
3. 保有個人データとは、施設運営者が取り扱うお客様の個人データのうち、施設運営者が自ら作成、整理したデータであって、施設運営者において、情報の開示や内容訂正等の権限を有するものをいいます。

第2条（個人情報の取得方法）

施設運営者は、適法かつ公正な手段により、お客様の個人情報を取得いたします。

第3条（個人情報の利用）

1. 施設運営者は、お客様から個人情報をご提供いただく場合、法令に定める場合を除き、予めその利用目的を明示いたします。利用目的の内容については附-1-2 公表事項第1条「個人情報利用目的」をご参照下さい。
2. 施設運営者は、法令に定める場合を除き、お客様よりご提供いただいた個人情報を、予め明示した利用目的の範囲内かつ、業務遂行に必要な限りにおいて使用いたします。

第4条（個人データの共同利用・業務の委託）

施設運営者は、業務遂行にあたり、附-1-2 公表事項第2条「個人情報の共同利用について」の内容に従い、個人データを、施設運営者、業務提携先企業との間で共同利用し、又はその取扱いを第三者に委託する場合があります。この場合、施設運営者は、当該第三者において、お客様の個人情報を厳正に取扱うよう、適正な監督を行います。

第5条（個人データの第三者提供）

施設運営者は、第4条に定める場合やその他法令に定める場合等を除き、お客様の個人データを予めお客様の同意を得ることなく、第三者に提供又は開示いたしません。

第6条（保有個人データの安全管理措置）

施設運営者は、保有するお客様の個人情報につきましては、一般的な犯罪対策に加え、組織体制面や情報通信技術面において、合理的かつ適切な安全対策を施し、保護、管理いたします。

第7条（保有個人データの開示、訂正、利用停止等）

施設運営者は、お客様についての保有個人データについて、お客様ご本人がその開示・訂正・利用停止等を求める権利を有することを認識し、これらのご請求がある場合には、法令に従い、速やかに対応いたします。但し、お客様について施設運営者が保有するすべての個人データの削除・消去のご請求については、次に該当する場合には承れないことがあります。

1. 契約の履行、アフターサービスその他の顧客サービスの提供等、施設運営者業務遂行に支障がある場合
2. 法で定められた文書保管義務に支障がある場合
ご請求手続の詳細については、附-1-2公表事項第4条「保有個人情報に関する各種ご請求について」をご参照下さい。

第8条（本方針の公表と変更）

本施設内に本方針の紙面を常備いたします。本方針は、必要に応じて変更することがあります。変更する場合は、本施設内にその旨を掲載するとともに、ホームページ上にてお知らせいたします。

第9条（個人情報に関するご請求、お問い合わせ先）

施設運営者は、個人情報保護管理者として、以下の問い合わせ先を担当部署と定め、個人情報の保護、適切な管理にあたらせます。

合同会社ドラマチック

〒183-0055 東京都府中市府中町 1-1-1 ホテル ケヤキゲート 東京府中 2F

TEL/042-306-7784（代表）

MAIL/info@lightup-lobby.com

第10条（その他）

一定の事由により、本施設の運営が施設運営者から変更となった場合、施設運営者は、その旨を施設内の掲示物等で告知するとともに、十分な期間を経たうえで、新たな運営者へ個人情報を提供することがありますので、予めご了承ください。

【付則】

2021年 7月 27日 制定

2022年 5月 1日 改定

公表事項（個人情報保護方針別添資料）

第１条（個人情報利用目的）

施設運営者は、本施設の運営を通じて、お客様のより良い生活のお手伝いのため各種業務を行っておりますが、これらの業務の遂行に必要な範囲で、適切に個人情報を利用いたします。個人情報の利用目的は下記記載１のとおりです。

1. 個人情報の利用目的
 - (1) 本施設運営業務の各業務におけるサービスの提供及びこれらのアフターサービスの提供
 - (2) 上記サービスの提供に伴う広報活動（各種資料の作成や送付、お届け等）
 - (3) 本施設運営業務における各種商品、サービスの改善、新規開発
 - (4) SNS や HP、その他広告媒体における、広告、企業宣伝、採用活動（写真のみ）
 - (5) 上記各目的に付帯する事項
2. 施設運営者の運営業務における主たる業務
3. コワーキングスペースの運営業務
 - (1) シェアキッチンの運営業務
 - (2) 書籍等の売り場提供に関する運営業務
 - (3) ギャラリーの運営業務
 - (4) カフェスペースの運営業務
 - (5) 本施設の子約システム運用業務
 - (6) 本施設の利用案内の作成及びホームページの作成及び更新業務

第２条（個人情報の共同利用について）

施設運営者は、お客様のより良い生活のお手伝いのために総合的なサービスを効率良くお客様に提供するため、施設運営者の協力企業との間で、各社の取得したお客様情報を第１条「個人情報利用目的」の範囲で共同利用いたします。お客様情報の利用に関しましては、共同利用会社各社がそれぞれ責任を持って行いますが、施設運営者が責任会社となり、各社の共同利用につきましても連帯して責任を負います。

1. 共同利用するお客様個人データの項目
お客様のお名前、性別、住所、生年月日、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、マイナンバー、写真・動画、その他上記利用目的の達成に必要な項目とさせていただきますが、必要最低限の項目に限定する事といたします。
2. 共同利用会社の範囲
スターツアセットマネジメント株式会社
marble（サンタリア）

（2022年5月1日現在）

※企業再編（合併や分社化等）等に伴い、個人情報の移転が発生する場合があります。予めご了承ください。

第３条（ウェブサイトにおける個人情報の取り扱いについて）

1. お客様が本施設のウェブサイトのお問い合わせフォームをご利用いただく場合にはお客様に個人情報のご提供をいただくことになります。この場合には、施設運営者「個人情報保護方針」に基づく保護、取り扱いをいたします。
2. 施設運営者ウェブサイトからリンクする第三者のウェブサイトにおいての個人情報の取り扱いについては施設運営者では一切責任を負いかねます。各リンク先の個人情報取り扱いに関する方針や注意事項をご確認下さい。
3. クッキー(cookie)について
施設運営者ウェブサイトでは、お客様がいつでも便利に施設運営者ウェブサイトをご利用頂くため、また、お客様へのサービス提供とユーザー分析及びウェブ上での広告掲載等のために、閲覧履歴を採取する「クッキー」を使用しているページがあります。「クッキー」はウェブサイトでおお客様のコンピューターを識別するテキストファイルで、Web サーバが送信し、お客様のコンピューターに記録される一連番号であり、個人情報を含みません。「クッキー」を拒否される場合は、お使いのブラウザで設定することができます。「クッキー」を拒否されましても施設運営者ウェブサイトをご利用いただけますが、一部機能がご利用いただけない場合があります。なお、施設運営者が広告の配信を委託する第三者への委託に基づき、第三者を経由して、「クッキー」を保存し、参照する場合があります。

第4条（保有個人情報に関する各種ご請求について）

保有する個人情報に関する開示、訂正、利用停止、消去等各種ご請求につきましては、次のとおり対応させていただきます。

1. ご請求受付窓口
合同会社ドラマチック
〒183-0055 東京都府中市府中町 1-1-1 ホテルケヤキゲート 東京府中 2F
TEL/042-306-7784（代表）
MAIL/info@lightup-lobby.com
2. ご請求時間と方法
上記窓口にて、施設運営者営業日の午前9時より午後6時まで、ご郵送、ご来社、お電話、電子メールにて受け付けております。その際、下記「(3)ご容認事項」へのご協力をお願いしております。ご協力いただけない場合には、ご請求に応じられないことがあります。
3. ご容認事項
ご請求につきましては以下の事項へのご協力をお願いしております。
 - (1) 施設運営者所定の様式による請求用紙にご記入下さい。
 - (2) 運転免許証やパスポートなどの官公庁が発行した顔写真付身分証明書（写しは不可）により、ご本人確認をさせていただきます。
 - (3) ご請求がご本人ではなく、代理人による場合は、代理人の方の身分証明書の確認、及びその代理権限を証する書面（実印による委任状と印鑑登録証明書の提出等）をご確認させていただきます。
 - (4) 施設運営者担当者との面談をさせていただきます。
 - (5) ご請求後、当該個人情報の抽出、及びこれに伴う適切な処置・対応、説明の準備には相当の日数を要します。
 - (6) 予めご本人確認等の適切なご準備をいただいているご請求に対しましては、一般的確認作業、ご請求への対応、ご報告手続にとどまる限り手数料は頂戴いたし

ません。但し、これを超えたご請求についての実費が発生する場合や特別な対応等を要するご請求に対しましては、合理的な範囲内の手数料等のご負担をいただく場合があります。

- (7) ご請求に際し、ご提出いただきました請求用紙や添付書類（身分証明書等）はご請求の記録として施設運営者にて保管、管理いたします。

【付則】

2021年 7月 27日 制定

2022年 5月 1日 改定

コワーキングスペース利用細則

LIGHT UP LOBBY 利用会員規約（以下「会員規約」といいます。）第3条第2項の規定に基づいて、LIGHT UP LOBBY（以下「本施設」といいます。）を運営する合同会社ドラマチック（以下「施設運営者」といいます。）は、以下の通り「コワーキングスペース利用細則」（以下「本細則」といいます。）を定めます。本細則の用語の意義は、特別な定めがない限り会員規約における用語と同一とします。

第1条（サービスについて）

1. 本会員はコワーキングスペース、ミーティングルーム、多目的スペースなどを共有しながら独立した仕事を行うために、本施設及び本施設における付属設備や備品等を利用することができます。
2. 会員規約別表2①で定めるコワーキングスペース（以下「コワーキングスペース」といいます。）における各種サービスの内容、施設利用可能時間、料金等については、附一2（別表）の通りとします。

第2条（利用開始時の必要書類）

会員規約第4条第1項の入会手続きの際には、下記の書類をご提出いただくものとします。

- (1) LIGHT UP LOBBY 利用規約同意及び申請書の原本
- (2) 身分証明書の写し(免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きのものを推奨。なければ保険証なども可)、法人登録をする場合は登記簿の写し
- (3) 引き落とし口座登録申込書
※クレジットカード自動振替を希望する場合は不要

第3条（禁止行為）

会員規約第10条に定める禁止行為に加え、コワーキングスペースを利用する本会員は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。本会員が次の各号の一に該当する行為を行った場合、施設運営者は何らの催告なく直ちに本施設の利用停止、会員規約第20条に基づく本利用契約の解除をすることができるものとします。

- (1) 法令に違反するもの、又はそのおそれがあるもの、あるいは法令への違反を助長するおそれのあるものの販売行為
- (2) 附一6「その他施設運営者が定めるサービスに関する利用細則」第1条第1項及び第3条に基づく手続きをすることなく、本施設所在地を利用した法人登記をする行為

第4条（施設運営者の免責事項）

会員規約第12条に定める免責事項に加え、コワーキングスペースを利用する本会員は、個人利用、事業者に関わらず次の各号に記載する免責事項に同意するものとします。

- (1) 施設運営者は本会員の事業等による売上に関して一切保証しないものとします。
- (2) 施設運営者は、本会員が附一2（別表）記載のロッカー、モニター置き場もしくはその両方に

保管している私物の破損、紛失、盗難について、施設運営者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第5条（コワーキングスペースサービスの終了）

1. 退会や契約解除等といった理由で、コワーキングスペースサービスの利用が終了する場合には、以下の各号の対応をするものとします。
 - (1)退会その他の理由により、附一2（別表）記載のロッカー利用が終了する場合、本会員は当該終了日までにロッカーの鍵を施設運営者へ返却するものとします。
 - (2)附一2（別表）記載のロッカー、モニター置き場もしくはその両方の利用が終了する場合、本会員は当該終了日までに該当場所において自らの保管物をすべて撤去するものとします。当該終了日以降、該当場所に残置物がある場合、施設運営者は会員規約第21条に基づき対処するものとし、本会員はこの処置に対し損害賠償等を求めることはできません。
2. 本会員は、前項第1項の対応を怠った場合、施設運営者に対し違約金として50,000円を支払わなければならないものとします。

第6条（再発行手数料）

施設運営者より貸与された附一2（別表）記載のロッカーの鍵を紛失した場合、又は解約を申告したものの施設運営者にロッカーの鍵の返却の確認がとれない場合、再発行手数料として別途5,000円（消費税別）を頂きます。

第7条（その他）

会員規約等及び本細則に定めなき事項について、本施設の運営を円滑に行うこと及び本会員が明確に利用方法などを理解できることを目的として、施設運営者は別途利用方法等のルール定めることができるものとします。

【付則】

2021年7月27日 制定

2022年5月1日 改定

2022年8月1日 改定

附一 2 (別表)

各種サービス及び料金	コワーキングスペース (オールデーメンバー) …①	14,300 円/毎月
	コワーキングスペース (ナイト & ホリデーメンバー) …②	9,500 円/毎月
	コワーキングスペース (シェアプランメンバー) …③	22,000 円/毎月
	コワーキングスペース (法人メンバー) …④	要相談
	コワーキングスペース (一時利用 1 時間単位)	550 円/時間
	コワーキングスペース (一時利用 1 日)	1,650 円/ 日
	コワーキングスペース (一時利用 1 日 学生プラン)	1,100 円/ 円
	ミーティングルーム (会員のみ)	1,100 円/時間
	オンライン通話 BOX	無料
	複合機	モノクロ 10 円/ 枚 カラー 30 円/ 枚
	Wi-fi / インターネット	無料
	登記・住所利用	3,300 円/毎月
	ロッカー利用 (会員のみ)	3,300 円/毎月
	モニター置き場 (会員のみ)	1,650 円/毎月
	初期事務手数料 (会員のみ)	11,000 円/初回
利用可能時間	(会員①、③、④) 全日 9:00~22:00 (会員②) 平日 17:00~22:00、土日祝 9:00~22:00 (一時利用) 全日 9:00~21:00	
定休日	なし	

※記載金額はすべて税込み表記です。

※②について、中学生以上 25 歳以下の学生に限り、8,550 円/月

※③について、2 名分の料金で、同時利用は 1 名までとなっております。

※料金については、キャンペーン等により、一時的に変更している場合があります。

※上記は社会情勢等により変動する可能性があります。

シェアキッチン利用細則

LIGHT UP LOBBY 利用会員規約（以下「会員規約」といいます。）第 3 条第 2 項の規定に基づいて、LIGHT UP LOBBY（以下「本施設」といいます。）を運営する合同会社ドラマチック（以下「施設運営者」といいます。）は、以下の通り「シェアキッチン利用細則」（以下「本細則」といいます。）を定めます。本細則の用語の意義は、特別な定めがない限り会員規約における用語と同一とします。

第 1 条（サービスについて）

1. 本会員はシェアキッチン、多目的スペース、ミーティングルーム、倉庫などを共有しながら独立した飲食製造及び飲食販売を行うために、本施設及び本施設における付属設備や備品等を利用することができます。
2. 会員規約別表 2 ②で定めるシェアキッチン（以下「シェアキッチン」といいます。）における各種サービスの内容、施設利用可能時間、料金等については、附一 3（別表）の通りとします。

第 2 条（利用開始時の必要書類）

会員規約第 4 条第 1 項の入会手続きの際には、下記の書類をご提出いただくものとします。

- (1) LIGHT UP LOBBY 利用規約同意及び申請書の原本
- (2) 身分証明書の写し(免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きのものを推奨。なければ保険証なども可)、法人登録をする場合は登記簿の写し
- (3) 引き落とし口座登録申込書
※クレジットカード自動振替を希望する場合は不要
- (4) 食品衛生責任者が分かる証明書の写し
- (5) PL 保険（食品営業賠償共済又は製造物責任保険）証書の写し
- (6) 乙種防火管理者（入居から 3 ヶ月以内に提出するものとします。）の写し
- (7) 衛生管理ファイル(衛生管理計画及び記録表)（利用開始の 1 週間前までに提出するものとします。衛生管理ファイルの提出は必須ですので提出が遅れた場合、利用開始日を遅れた日数分遅らせていただきますのでご了承ください。）

第 3 条（禁止行為）

会員規約第 10 条に定める禁止行為に加え、シェアキッチンを利用する本会員は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。本会員が次の各号の一に該当する行為を行った場合、施設運営者は何らの催告なく直ちに本施設の利用停止、会員規約第 20 条に基づく本利用契約の解除をすることができるものとします。

- (1) 法令に違反するもの、又はそのおそれがあるもの、あるいは法令への違反を助長するおそれのあるものの販売行為
- (2) 故意又は過失により、食品衛生上の問題を発生させる行為（シェアキッチン利用におけるルールに反する行為を含む）

(3)本施設の食品衛生管理責任者による衛生管理の指示に背く行為

(4)附一6「その他施設運営者が定めるサービスに関する利用細則」第1条第1項及び第3条に基づく手続きをすることなく、本施設所在地を利用した法人登記をする行為

第4条（遵守事項）

本会員は会員規約および利用案内等を遵守することに加え、第2条(7)記載の衛生管理ファイル(衛生管理計画及び記録表)に従い衛生管理を行わなければなりません。

第5条（施設運営者の免責事項）

会員規約第12条に定める免責事項に加え、シェアキッチンを利用する本会員は、個人利用、事業者に関わらず次の各号に記載する免責事項に同意するものとします。

(1)本会員の本施設利用に伴う人身事故、物品等の盗難、破損事故、食中毒などの全ての事故及びトラブルについて、施設運営者は一切の責任を負わないものとします。

(2)本会員の本施設利用に際して必要な法令に定められた関係諸官庁への届出及び許可申請等や関係機関への届出が別途必要なときは利用者が申請又は届出を行って下さい。万が一、申請・届出不備のため本施設の利用が不能になった場合、施設運営者はその責任を一切負わないものとします。

(3)施設運営者は本会員の事業等による売上に関して一切保証しないものとします。

(4)施設運営者は、本会員が附一3（別表）記載のロッカーに保管している私物の破損、紛失、盗難について、施設運営者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第6条（シェアキッチンサービスの終了）

1. 退会や契約解除等といった理由で、シェアキッチンサービスの利用が終了する場合には、以下の各号の対応をするものとします。

(1)退会その他の理由により、附一3（別表）記載のロッカー利用が終了する場合、本会員は当該終了日までにロッカーの鍵を施設運営者へ返却するものとします。

(2)ロッカー利用が終了する場合、本会員は当該終了日までにロッカー内の自らの保管物をすべて撤去するものとします。当該終了日以降、ロッカー内に残置物がある場合、施設運営者は会員規約第21条に基づき対処するものとし、本会員はこの処置に対し損害賠償等を求めることはできません。

2. 本会員は、前項第1項の対応を怠った場合、施設運営者に対し違約金として50,000円を支払わなければならないものとします。

第7条（再発行手数料）

施設運営者より貸与された附一3（別表）記載のロッカーの鍵を紛失した場合、又は解約を申告したものの施設運営者にロッカーの鍵の返却の確認がとれない場合、再発行手数料として別途5,000円（消費税別）を頂きます。

第8条（その他）

会員規約等及び本細則に定めなき事項について、本施設の運営を円滑に行うこと及び本会員が明確に利用方法などを理解できることを目的として、施設運営者は別途利用方法等のルール定めることができるものとします。

【付則】

2021年 7月 27日 制定

2022年 5月 1日 改定

附一 3 (別表)

各種サービス及び料金	スタンダードプラン (月 21 時間セット)	29,000 円/毎月 追加利用料 1,100 円/時間
	チャレンジプラン (3 時間から)	月額費 11,000 円 利用料 1,100 円/時間
	ミーティングルーム (会員のみ)	1,100 円/時間
	複合機	モノクロ 10 円/ 枚 カラー 30 円/ 枚
	Wi-fi / インターネット	無料
	登記・住所利用	3,300 円/毎月
	ロッカー利用 (会員のみ)	3,300 円/毎月
	初期事務手数料 (会員のみ)	16,500 円/初回
営業時間	8:00~20:45	
定休日	なし	

※記載金額はすべて税込み表記です。

※料金については、キャンペーン等により、一時的に変更している場合があります。

※上記は社会情勢により変動する可能性があります。

ヒトハコストア利用細則

LIGHT UP LOBBY 利用会員規約（以下「会員規約」といいます。）第 3 条第 2 項の規定に基づいて、LIGHT UP LOBBY（以下「本施設」といいます。）を運営する合同会社ドラマチック（以下「施設運営者」といいます。）は、以下の通り「ヒトハコストア利用細則」（以下「本細則」といいます。）を定めます。本細則の用語の意義は、特別な定めがない限り会員規約における用語と同一とします。

第 1 条（サービスについて）

1. 本会員はヒトハコストア規定の区画を利用し独立した物品の展示及び販売を行うために、本施設及び本施設における付属設備や備品等を利用することができます。
2. 会員規約別表 2 ③で定めるヒトハコストア（以下「ヒトハコストア」といいます。）における各種サービスの内容、施設利用可能時間、料金等については、附一 4（別表）の通りとします。

第 2 条（利用開始時の必要書類）

会員規約第 4 条第 1 項の入会手続きの際には、下記の書類をご提出いただくものとします。

- (1) LIGHT UP LOBBY 利用規約同意及び申請書の原本
- (2) 身分証明書の写し(免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きのものを推奨。なければ保険証なども可)、法人登録をする場合は登記簿の写し
- (3) 引き落とし口座登録申込書
※クレジットカード自動振替を希望する場合は不要
- (4) ヒトハコストア納品リスト

第 3 条（禁止行為）

会員規約第 10 条に定める禁止行為に加え、ヒトハコストアを利用する本会員は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。本会員が次の各号の一に該当する行為を行った場合、施設運営者は何らの催告なく直ちに本施設の利用停止、会員規約第 20 条に基づく本利用契約の解除をすることができるものとします。

- (1) 法令に違反するもの、又はそのおそれがあるもの、あるいは法令への違反を助長するおそれのあるものの設置・販売行為
- (2) 施設のポリシーにそぐわない物品の設置・販売行為
- (3) 公序良俗に反するとしてスタッフからの撤去指導に反する行為
- (4) 製造や販売にあたり、法令上許可・届出等が必要な商品について、許可・届出等なく当該商品を販売する行為

第 4 条（施設運営者の免責事項）

会員規約第 12 条に定める免責事項に加え、ヒトハコストアを利用する本会員は、個人利用、事業者に関わらず次の各号に記載する免責事項に同意するものとします。

- (1)納品された物品のリストを本会員自身で作成すること。また、搬入搬出時に過不足がないか本会員自身で確認するなど各自盗難対策を行うこと。盗難や破損・損失した場合、施設運営者は責任を一切負わないものとします。
- (2)施設のポリシーにそぐわない物品や公序良俗に反するものについては撤去する可能性があります。撤去した物品等については、原則返却するものとしますが、所定の保存期間が過ぎたのちに処分する場合があります。
- (3)カフェ、コワーキングスペース、シェアキッチンなどサービスの利用者が誰でも閲覧可能となります。利用者の閲覧等により破損・損失した場合、施設運営者は責任を一切負わないものとします。
- (4)納品された物品の販売促進については利用者が主体となり施設運営者と協力して行うものとし、施設運営者は販売促進の効果については責任を一切負わないものとします。
- (5)施設運営者は売上に関して一切保証しないものとします。

第5条（その他）

会員規約等及び本細則に定めなき事項について、本施設の運営を円滑に行うこと及び本会員が明確に利用方法などを理解できることを目的として、施設運営者は別途利用方法等のルール定めることができるものとします。

【付則】

2021年7月27日 制定

2022年5月1日 改定

2022年8月1日 改定

附一 4 (別表)

各種サービス及び料金	ヒトハコストア (月額メンバー)	4,400 円/毎月
	ヒトハコストア (単月利用)	7,700 円
	初期事務手数料	5,500 円/初回
	振込手数料	売上振込時一律 200 円
	販売手数料 (月額メンバー)	売上金額(税込)の 5%
	販売手数料 (単月利用)	売上金額(税込)の 20%
営業時間	9:00~21:00	
定休日	なし	

※記載金額はすべて税込み表記です。

※料金については、キャンペーン等により、一時的に変更している場合があります。

※上記は社会情勢により変動する可能性があります。

ミーティングルーム利用細則

LIGHT UP LOBBY 利用会員規約（以下「会員規約」といいます。）第3条第2項の規定に基づいて、LIGHT UP LOBBY（以下「本施設」といいます。）を運営する合同会社ドラマチック（以下「施設運営者」といいます。）は、以下の通り「ミーティングルーム利用細則」（以下「本細則」といいます。）を定めます。本細則の用語の意義は、特別な定めがない限り会員規約における用語と同一とします。

第1条（サービスについて）

1. 本会員はミーティングルームミーティングルームを利用し会議を行うために、本施設及び本施設における付属設備や備品等を利用することができます。
2. 会員規約別表2④で定めるミーティングルーム（以下「ミーティングルーム」といいます。）における各種サービスの内容、施設利用可能時間、料金等については、附—5（別表）の通りとします。

第2条（利用開始時の必要書類）

会員規約第4条第1項の入会手続きの際には、下記の書類をご提出いただくものとします。

- (1)LIGHT UP LOBBY 利用規約同意及び申請書の原本
- (2)身分証明書の写し(免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きのものを推奨。なければ保険証なども可)、法人利用をする場合は登記簿の写し
- (3)引き落とし口座登録申込書
※クレジットカード自動振替を希望する場合は不要

第3条（その他）

会員規約等及び本細則に定めなき事項について、本施設の運営を円滑に行うこと及び本会員が明確に利用方法などを理解できることを目的として、施設運営者は別途利用方法等のルール定めることができるものとします。

【付則】

2021年7月27日 制定

2022年5月1日 改定

2022年8月1日 改定

附一5（別表）

各種サービス及び料金	一時利用（コワーキングスペース会員、シェアキッチン会員）	1,100 円／時間
	一時利用（一般）	1,650 円／時間
	月額定額プラン	別途相談
営業時間	9:00~20:00	
定休日	なし	

※記載金額はすべて税込み表記です。

※料金については、キャンペーン等により、一時的に変更している場合があります。

※上記は社会情勢により変動する可能性があります。

附一 6

その他施設運営者が定めるサービスに関する利用細則

LIGHT UP LOBBY 利用会員規約（以下「会員規約」といいます。）第 3 条第 2 項の規定に基づいて、LIGHT UP LOBBY（以下「本施設」といいます。）を運営する合同会社ドラマチック（以下「施設運営者」といいます。）は、本施設における法人登記及び郵便物の受け取りサービス（以下「その他サービス」といいます。）以下の通り「その他施設運営者が定めるサービスに関する利用細則」（以下「本細則」といいます。）を定めます。本細則の用語の意義は、特別な定めがない限り会員規約における用語と同一とします。

第 1 条（サービスについて）

1. 本会員は「その他サービス」を契約した場合、本施設所在地を利用して、法人登記をすることができます。
2. 本会員は「その他サービス」を契約した場合、郵便物の受け取り場所（以下「ポスト」といいます。）として、本施設所在地を利用することができます。但し、如何なる場合も住民登録はできません。
3. 前記 1 および 2 に定めるその他サービスの内容、料金等については、附一 6（別表）の通りとします。
4. その他サービスについて、法人登記もしくは郵便物受け取りを行うことを可能とする商号は一会員につき一つまでとします。
5. 施設運営者は管理上の必要がある場合には、事前に本会員に通知の上、ポストを開け、これを点検し、必要があれば本会員に対し適当な措置を求め、又は当社がその措置を講ずることができるものとします。
6. 郵便物等の保管期限は施設運営者が代理受領した日から起算して原則 1 ヶ月とします。
7. 前項に定める保管期間を経過しても郵便物等の引取りがなされない場合、施設運営者は本会員に通知した上で廃棄することができるものとします。但し、本会員に施設運営者に届け出た連絡先に対して施設運営者が連絡をしても連絡ができない場合は、通知を要しないものとします。
8. 前項に基づき施設運営者が郵便物等を廃棄した場合、施設運営者は本会員に対して何らの責任を負わないものとします。
9. 施設運営者は調査、保全、衛生、防犯、防災、救護その他必要がある場合には、事前に本会員に通知の上、ポストを開け、これを点検し、必要があれば会員に対し適当な措置を求め、又は当社がその措置を講ずることができるものとします。
10. 郵便物、宅配物等のうち現金書留郵便、内容証明郵便、本人限定郵便（不在票のみ受取可）、特別送達郵便、代金引換、生もの、保管に際し冷蔵や冷凍の指定のあるもの等の代理受領は行わないものとします。
11. 施設運営者は郵便物、宅配物等の転送を行いません。

第 2 条（サービスの対象）

1. 本細則が定めるその他サービスの対象者は以下の通りです。
 - (1) コワーキングスペース会員
 - (2) シェアキッチン会員
2. その他サービスについては前項で定める会員の利用契約に付随しており、利用契約が更新、解約された場合には、その他サービスも自動的に更新、解約されるものとします。

第3条（利用開始時の必要書類）

会員規約第4条第1項の入会手続きの際において、第1条第1項で定める法人登記のサービスを受けようとする入会希望者は「コワーキングスペース利用細則」もしくは「シェアキッチン利用細則」第2条記載の該当する書類に加え、下記の書類をご提出いただくものとします。

- (1) 事業実績がわかる書類
- (2) これから事業を行おうとするものは、事業計画がわかる書類
- (3) その他施設運営者が求める資料

第4条（禁止行為）

会員規約第10条に定める禁止行為に加え、その他サービスを利用する本会員は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。本会員が次の各号の一に該当する行為を行った場合、施設運営者は何らの催告なく直ちに本施設の利用停止、会員規約第20条に基づく本利用契約の解除をすることができるものとします。

- (1) 法令に違反するもの、又はそのおそれがあるもの、あるいは法令への違反を助長するおそれのあるものの設置・販売行為
- (2) 施設運営者の許可を得ずに行うポストの鍵の複製行為

第5条（施設運営者の免責事項）

1. 会員規約第12条に定める免責事項に加え、本会員（個人利用）は、次の各号に記載する免責事項に同意するものとします。
 - (1) 施設運営者は郵便物等の損壊、紛失、誤配について、施設運営者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いません。
2. 会員規約第12条に定める免責事項に加え、本会員（事業者）は、次の各号に記載する免責事項に同意するものとします。
 - (1) 施設運営者は郵便物等の損壊、紛失、誤配について、一切の責任を負いません。

第6条（休会）

会員規約第17条に定める休会について、その他サービスを利用している会員については休会不可とし、会員規約第17条に定める事項を適用しないものとします。

第7条（その他サービスの終了）

1. 退会や契約解除等といった理由で、その他サービスの利用が終了する場合には、以下の各号の対応をするものとします。

- (1)本会員が、本施設を主たるもしくは従たる事務所として法人登記している場合、また、名刺やホームページなど、本会員が運営管理する広告に本施設の表示がある場合は、その他サービスの終了日までに全て変更、訂正（本店所在地、支店等の登記上の住所として本施設を利用しないこと）を行うものとし、当該変更が確認できる法人登記の証明の写しを提出するものとし、
 - (2)退会その他の理由により、ポスト利用が終了する場合、当該終了日までに転送届など、施設に郵便物が送達されないよう必要な措置を講じるものとし、
 - (3)退会その他の理由により、ポスト利用が終了する場合、当該終了日までにポストの鍵を施設運営者へ返却するものとし、
 - (4)ポスト利用の終了の場合、本会員は当該終了日までにポスト内の自らの保管物をすべて撤去するものとし、当該終了日以降、ポスト内に残置物がある場合、施設運営者は会員規約第21条に基づき対処するものとし、本会員はこの処置に対し損害賠償等を求めることは出来ません。
2. 本会員は、前項に基づく表記の変更や訂正を怠り、その他サービスの終了日までに変更、訂正がなされない場合には、施設運営者に対し違約金として20万円を支払うとともに、当該変更等が終了するまでの利用料を支払わなければならないものとし、

第8条（再発行手数料）

施設運営者より貸与されたポストの鍵を紛失した場合、又は解約を申告したものの施設運営者にポストの鍵の返却の確認がとれない場合、再発行手数料として別途5,000円（消費税別）を頂きます。

第9条（その他）

会員規約等及び本細則に定めなき事項について、本施設の運営を円滑に行うこと及び本会員が明確に利用方法などを理解できることを目的として、施設運営者は別途利用方法等のルール定めることができるものとし、

【付則】

2021年7月27日 制定

2022年5月1日 改定

附一 6 (別表)

各種サービス及び料金	法人登記・郵便物受け取りサービス	3,300 円/毎月
------------	------------------	------------

※記載金額はすべて税込み表記です。

※料金については、キャンペーン等により、一時的に変更する場合があります。

※本利用細則第 1 条第 2 項記載の通り、如何なる場合も住民登録はできません。